

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【報告義務発生日】	令和3年8月30日
【提出日】	令和3年9月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ひらまつ
証券コード	2764
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和3年6月16日
代表者氏名	韓 俊
代表者役職	代表取締役
事業内容	他企業に対する投資他

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社マルハン 北日本カンパニー 経営企画部チーフ 本田 雅樹
電話番号	03-5221-7021

(2)【保有目的】

発行者との資本業務提携を目的とした政策投資（発行者への役員の派遣を含む。）

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）		25,568,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	17,785,200	-	H
新株予約権付社債券（株）	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	43,353,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			43,353,300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			17,785,200

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年8月30日現在）	V	74,740,400
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		46.86
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年8月30日	株券（普通株式）	25,568,100	27.63	市場外	取得	第三者割当（176円）
令和3年8月30日	新株予約権証券（第7回新株予約権）	17,785,200	19.22	市場外	取得	第三者割当（新株予約権証券1個当たり121円）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント（以下「提出者1」といいます。）は、発行者との間で、令和3年7月16日付で株式引受契約（以下「本株式引受契約1」といいます。）及び新株予約権引受契約（以下「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結し、以下の事項を合意しております。

・提出者1は、以下のいずれかに該当する場合を除き、本株式引受契約1及び本新株予約権引受契約により引き受けた発行者の普通株式並びに新株予約権及び新株予約権を行使して取得する普通株式を第三者に譲渡する場合、事前に発行者の承諾を得る。

市場内取引により売却する場合（累計して発行者の議決権比率5%未満に相当する数までに限る。）

株式会社太平洋クラブ（以下「提出者2」といいます。）又は自ら若しくは提出者2のグループ会社に対して売却する場合

2. 提出者1は、発行者及び提出者2との間で、令和3年7月16日付で業務提携契約を締結し、以下の事項を合意しております。

・提出者1及び提出者2は、発行者に対し、提出者1及び提出者2が指定する者最大4名を発行者の取締役候補者として会社提案に含めて上程することを請求することができ、かかる請求があった場合、発行者は当該請求に基づく取締役選任議案の上程を行う。

・発行者は、自己株式若しくは自己新株予約権の取得、発行者の株式若しくは新株予約権の発行若しくは処分、株式の併合又は組織再編行為等一定の行為を行う場合、提出者1及び提出者2の書面による事前の承諾を要する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	4,521,506
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	4,521,506

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
韓 裕	個人		東京都港区	2	2,260,753
韓 俊	個人		東京都港区	2	2,260,753

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社太平洋クラブ
住所又は本店所在地	京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
------	--

職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和46年5月20日
代表者氏名	韓 俊
代表者役職	代表取締役
事業内容	ゴルフ場経営他

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社マルハン 北日本カンパニー 経営企画部チーフ 本田 雅樹
電話番号	03-5221-7021

(2) 【保有目的】

発行者との資本業務提携を目的とした政策投資（発行者への役員の派遣を含む。）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	568,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 568,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （ $0+P+Q-R-S$ ）	T	568,100
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年8月30日現在）	V	74,740,400
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		0.76
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年8月30日	株券（普通株式）	568,100	0.76	市場外	取得	第三者割当 （176円）

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>1. 提出者2は、発行者との間で、令和3年7月16日付で株式引受契約（以下「本株式引受契約2」といいます。）を締結し、以下の事項を合意しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出者2は、以下のいずれかに該当する場合を除き、本株式引受契約2により引き受けた発行者の普通株式を第三者に譲渡する場合、事前に発行者の承諾を得る。 市場内取引により売却する場合（累計して発行者の議決権比率5%未満に相当する数までに限る。） 提出者1又は自ら若しくは提出者1のグループ会社に対して売却する場合 <p>2. 提出者2は、発行者及び提出者1との間で、令和3年7月16日付で業務提携契約を締結し、以下の事項を合意しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出者1及び提出者2は、発行者に対し、提出者1及び提出者2が指定する者最大4名を発行者の取締役候補者として会社提案に含めて上程することを請求することができ、かかる請求があった場合、発行者は当該請求に基づく取締役選任議案の上程を行う。 発行者は、自己株式若しくは自己新株予約権の取得、発行者の株式若しくは新株予約権の発行若しくは処分、株式の併合又は組織再編行為等一定の行為を行う場合、提出者1及び提出者2の書面による事前の承諾を要する。
--

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	99,986
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（ $W+X+Y$ ）	99,986

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント
(2) 株式会社太平洋クラブ

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	26,136,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 17,785,200	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 43,921,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		43,921,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		17,785,200

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年8月30日現在）	V	74,740,400
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		47.47

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	
----------------------------	--

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント	43,353,300	46.86
株式会社太平洋クラブ	568,100	0.76
合計	43,921,400	47.47